

いじめ防止基本方針



令和4年3月改訂版

屋久島町立中央中学校

1 いじめの防止等のために町が実施する施策

(1) 町いじめ問題対策連絡協議会の設置

ア 設置の趣旨

町は、法第 14 条 1 項に基づき、本町におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、「町いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。

イ 構成員

構成員は、学校、教育委員会、福祉事務所、法務局、警察、PTA など、必要と認められる機関及び団体の代表者で構成する。

(2) 町教育委員会の附属機関の設置

ア 設置の趣旨

法第 14 条第 3 項及び第 28 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会に重大事態の調査等のための機関を設置する。

イ 中立性・公平性に配慮した構成員の選定

本機関には、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、中立性・公平性が確保されるよう努める。職能団体からの推薦については、県教育庁義務教育課を通じて依頼する。

ウ 機能

本機関は以下の機能を有するものとする。

- (ア) 町教育委員会の諮問に応じ、町の基本方針に基づくいじめ防止等のための調査研究及び有効な施策を検討するための専門的知見からの審議を行うこと
- (イ) 町立学校におけるいじめの事案において、法第 28 条第 1 項各号に規定する重大事態に係る調査を行うこと

(3) 町教育委員会として実施する施策

ア いじめの未然防止のための措置

- (ア) 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実に努める。
- (イ) 児童・生徒会活動や、あいさつ運動、ボランティア活動など、いじめの防止に資する活動の支援、啓発その他必要な措置を講ずる。
- (ウ) 各学校における児童生徒が達成感や充実感を味わう「わかる授業」の充実のための必要な措置を講ずる。

イ いじめの早期発見

すべての児童生徒を対象に、共通のアンケート様式を用いて「いじめの問題に関する実態調査」を実施し、軽微と思われることでも積極的に把握する。また、児童生徒の心身の状態や交友関係など内面を把握して適切なアセスメントができるように、学校にアンケート調査や県総合教育センターが開発した「学校楽しいと」、「SNS チェックシート」等の活用の推進と活用方法の研修の充実に努める。

ウ いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制を整備及び周知

- (ア) 電話等、いじめの通報・相談を受け付ける体制整備・周知
- (イ) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用
- (ウ) 家庭用啓発資料配布

エ いじめに関する教職員研修の充実

- (ア) いじめ問題等に関する研修会の開催
- (イ) 校内研修への講師派遣
- (ウ) スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー等の活用

オ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- (ア) 問題のある書き込みや画像等の検索・監視
- (イ) ネットいじめ対策啓発資料の配布
- (ウ) 児童生徒の発達段階に応じた情報モラル教育の充実

カ 関係機関等との連携

- (ア) 関係機関，学校，家庭，地域及び民間団体との連携体制の整備
- (イ) 学校相互間の連携協力体制の整備（町生活指導研究協議会等）

キ 保護者の責務等を踏まえた啓発活動や家庭への支援

- (ア) 保護者への啓発資料の配布
- (イ) 町広報紙への記事掲載
- (ウ) スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー等の活用

ク 学校評価への指導

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう、学校に対する必要な指導を行う。

学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり，早期発見・事案対処のマニュアルの実行，定期的・必要に応じたアンケート，個人面談・保護者面談の実施，校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう，各学校に対して必要な指導・助言を行う。

教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの生徒の理解，未然防止や早期発見，いじめが発生した際の課題を隠さず，迅速かつ適切な対応，組織的な取組等を評価するよう，学校に対する必要な指導を行う。

ケ スポーツ少年団や社会教育団体等におけるいじめの防止等

少年団の指導資格認定講習会や子ども会指導者・育成者大会等において，いじめの防止等の指導が行われるよう働きかける。

コ 財政上の措置

町は，いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置，組他の人的体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努める。

2 重大事態への対処

(1) 町又は学校による調査

ア 重大事態の発生と調査

(ア) 重大事態の意味と事態例

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合<ul style="list-style-type: none">・ 児童生徒が自殺を企図した場合・ 身体に重大な傷害を負った場合・ 金品等に重大な被害を被った場合・ 精神性の疾患を発症した場合○ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合<ul style="list-style-type: none">・ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。 |
|---|

(イ) 重大事態の報告

重大事態を認知した場合、直ちに発生の報告を行う。

- ・ 町立学校 → 町教育委員会 → 町長

(ロ) 調査の主体

教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするか判断する。

学校が主体となって調査を行う場合、教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。

(ハ) 調査を行うための組織

学校が組織した「いじめの防止等の対策のための組織」又は教育委員会が設置する機関において調査を行う。

構成員の中に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいた場合、その者を除き、新たに適切な専門家を加えるなど、公平性・中立性を確保する。

(ニ) 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ いつ（いつ頃から）・ 誰から行われ・ どのような態様であったか・ いじめを生んだ背景事情・ 児童生徒の人間関係にどのような問題があったか・ 学校・教職員がどのように対応したか |
|--|

などの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

a いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- ・ いじめられた児童生徒から十分に聴き取る。
- ・ 在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この

際、個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒や情報提供者に被害が及ばないよう留意する。

- ・ いじめた児童生徒に対しては、調査による事実関係の確認をするとともに、指導を行い、いじめ行為を止める。
- ・ いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- ・ これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に指導・支援するとともに、関係機関とも適切に連携し対応に当たる。

b いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

(いじめられた児童生徒が入院又は死亡した場合や精神状態が不安定で聴き取りできる状態ではない場合)

- ・ いじめられた児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・ 調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられる。

○ 自殺の背景調査における留意事項

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その際、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

- ・ 遺族の要望・意見を十分に聴取する。
- ・ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 遺族に対して主体的に、在校生への詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、概ねの期間、方法、入手資料の取扱い、遺族への説明の在り方、調査結果の公表に関する方針について、できる限り、遺族と合意しておく。
- ・ 資料や情報は、できる限り、偏りのないよう、多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助のもと、客観的、総合的に分析評価を行う。
- ・ 学校が調査を行う場合において、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- ・ 情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や子どもの自殺は連鎖の可能性があることなどを踏まえ、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

(カ) その他留意事項

法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずることとされており、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置が講じた結果、重大事態であると判断する場合も想定されるが、そのの

みでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、まだその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。

イ 調査結果の提供及び報告

(ア) 適切な情報提供の責任

いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する情報を適切に提供する。学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

(イ) 調査結果の報告

調査結果の報告先は、下記のとおりとする。

- ・ 町立学校 → 町教育委員会 → 町長

上記の(ア)の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を報告書に添付する。

(ウ) 調査結果を踏まえた対応

被害児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、当該児童生徒の状況に応じた継続的なケアを行う。また、被害児童生徒が不登校となっている場合は学校生活への復帰に向けた支援を行う必要がある。その際、必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家を活用する。

加害児童生徒に対しては、保護者の協力を得つつ、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる必要がある。

(2) 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

ア 再調査

(ア) 重大事態の報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めたときは、報告結果について再調査を行うことができる。

(イ) 再調査は、当該事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）によることとする。

(ウ) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

イ 再調査の結果を踏まえた措置等

町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。

Ⅲ その他

事案が発生した場合等において事案の書類・文書等が適切に保管され引き継がれていくように各学校において対応するとともに教育委員会とも連携をとるようにする。

○ いじめに関する多様な事態への対応の流れ

事案の状況	学校の対応	屋久島町教育委員会の対応
<p>※ いじめ事案に関する保護者対応のスタンスについて共通認識をもっておく。</p>		
<p>保護者から相談や要望に対しては、まずは、「十分に話を聞く（傾聴）」ことを基本姿勢とする。「相談したくてもなかなか言えない」、「学校や町教委は敷居が高い」という保護者は多い。どんな思いをもって相談してきたか、相談者の心情に十分寄り添った対応を心がける。また、丁寧な事実確認（直接の聞き取り、アンケートの実施）を行い、その上で、学校（町教委）としてどう取り組んでいくかを協議し、相談者に具体的に伝えていく。（即対応か、中期的な対応か、長期的な対応か）その際にも、相談者と丁寧に合意形成を図っていくことが大切である。</p>		
<p>いじめ事案が発生した場合</p>	<p>○ 学校の「いじめ防止基本方針」に沿って迅速かつ適切な対応を行う。</p> <p>○ 事案の状況を確認し、町教委に速やかに報告（一報）する。</p> <div data-bbox="293 801 826 1039" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※町教委への報告の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暴力行為（殴る、蹴る等）があった。 ・ 金品の強要があった。 ・ いじめとされる行為が一度でなく複数回（2回以上）認められた。 ・ 解決に時間がかかる可能性がある。 </div> <p>○ 学校は、具体的な調査結果を丁寧に説明し、保護者との合意形成に努める。</p>	<p>⇒ 報告</p> <p>※ 町教委は、学校からの報告を踏まえ、可能な限り状況を把握し、以下のことについて確認し指導を行う。</p> <div data-bbox="970 846 1497 1272" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ いじめの状況の状況について（被害の状況、被害者側の心情、深刻さ、長期化の可能性等） ○ 迅速かつ適切な初期対応について改めて指導する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害児童生徒・保護者の心情への寄り添い、十分な傾聴 ・ スピーディーな対応（即日の家庭訪問、保護者への学校の取組・方針の説明、聞き取り調査の実施） ・ 調査状況、調査結果の丁寧な説明 </div> <p>⇐ 指導</p>
<p>学校が行ったいじめ事案の調査結果を被害者側が納得できなかった場合</p>	<p>○ 保護者が調査結果に納得しなかった場合は、その部分を丁寧に聞き取り、改めて調査を行うことを保護者に伝える。</p> <p>○ 学校は、状況を町教委へ速やかに報告し、今後の方針を示すとともに、指示を仰ぐ。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div data-bbox="293 1391 826 1464" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>再調査を実施し、改めて保護者に報告する。（理解を得るまで継続することを基本とする。）</p> </div>	<p>⇒ 報告</p> <p>※ 熊毛教育事務所への報告</p> <p>※ 学校からの報告を踏まえ、以下のことについて指導を行う</p> <div data-bbox="970 1391 1497 1653" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者の意見を真摯に受け止め、調査結果の不服とする部分を詳細に把握すること。 ○ 基本的に、保護者の理解を得られるまで調査を継続すること。 ○ 必要に応じて担当指導主事が調査チームに入り、調査をサポートすること。 </div> <p>⇐ 指導支援</p>
<p>被害児童生徒の精神的なダメージが大きく、長期欠席等の事態になった場合</p>	<p>○ 学校は、「重大事態」ととらえ、町教委に速やかに報告し、今後の対応等について共通理解を行う。</p> <p>○ 児童生徒の状況に即して、個別の支援計画（P16参照）を作成し、支援計画をもとに児童生徒に寄り添った対応を行う。</p>	<p>⇒ 報告</p> <p>※ 学校の報告を受け、重大事態と認定し、いじめ防止対策推進法、町いじめ防止基本方針に則り、第三者委員会の設置等、具体的な対応を進める。</p> <p>⇐ 指導支援</p> <p>※ 長期欠席状態を解消するため、町教育支援センターへの登校を働き掛ける</p> <p>※ 町長、熊毛教育事務所への報告（事案への学校の対応状況、町教委の方針等）</p>

事案の状況	学校の対応		屋久島町教育委員会の対応
いじめ事案に関して、保護者が合理的配慮を求めてきた場合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者の心情に十分配慮し、学校として「対応できること」「対応が難しいことを十分精査して、保護者に丁寧に説明し合意形成を図る。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>【合理的配慮の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保健室、別室への登校 (○) ○ 学校職員による巡視 (○) ○ 保護者の同伴による登校 (○) ○ 気持ちを落ち着ける場の確保 (○) ○ 特別支援学級での学習 (△) ○ 特別支援教育支援員による授業 (×) </div>	<p style="text-align: center;">⇨ 相談</p> <p style="text-align: center;">⇦ 指導</p>	<ul style="list-style-type: none"> ※ 被害児童や保護者の心情に寄り添うことを基本とし、児童生徒の教育的ニーズを十分把握した上で、可能な限り学校としてできる対応策を示すよう指導する。また、対応が難しい場合は、その理由についても、保護者の理解が得られるよう丁寧な説明を心がけることを指導する。
いじめにより、被害児童生徒が転校を申し出た場合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害児童生徒在籍校は、被害保護者の要望、意向を町教委に報告するとともに、対応についての指示を仰ぐ。 ○ 事案に関する引き継ぎ書を作成し、当該学校間で、管理職同士、担任同士を交えて引継ぎを行う。引き継ぎ書に関しては、保護者の同意を得た上で作成を行う。(P17参照) ○ 被害児童生徒の受け入れ校は、転入前に保護者と面談を実施し、心理状況を踏まえた具体的な支援策について丁寧な協議を行う。 	<p style="text-align: center;">⇨ 報告</p> <p style="text-align: center;">⇩ 指導</p> <p style="text-align: center;">⇩ 支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ※ 事態の好転が見られない場合、加害児童生徒に対する「出席停止措置」の適用も検討する。 ※ 本来であれば、何の落ち度もない被害者が転校する必要はないが、心情等を考慮し、保護者の要望を踏まえ、避難措置として「指定校変更」の対応を取る。 ※ 担当指導主事が引継ぎに立ち会い、必要に応じて指導・助言を行う。 ※ 可能であれば担当指導主事が面談に立ち会い、支援策について具体的な指導・助言を行う。 ※ 必要に応じてS Cや臨床心理士を派遣する。(県への協力依頼)
事案が長期化し、事案に関係した職員(管理職、担任等)が異動になる場合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事案が解決していなければ、異動後も、要請に応じて来島し、調査への協力等、事態の解決に向けて積極的に関わっていくという認識をもっておく。 ○ 事案が未解決であれば、異動の際には、被害者宅を訪問するなど、誠意をもって行動する。(管理職、担任等) ○ 管理職は後任者と確実な引継ぎを実施する。(事案に関する引き継ぎ書を確実に作成) ○ 後任者は異動後、速やかに被害保護者と面談を行い、今後の学校の方針や被害児童生徒への支援策等について丁寧な説明を行う。 	<p style="text-align: center;">⇦ 支援</p> <p style="text-align: center;">⇦ 指導</p> <p style="text-align: center;">⇩ 指導</p> <p style="text-align: center;">⇩ 支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ※ 関係者の異動先の市町村教委教育長へは、県教委を通じて事態の状況を説明し、必要に応じて調査への協力を得られるよう了解を得ておく。 ※ 担当指導主事が訪問に同行し、学校関係者ととも、町教委としても誠意ある行動をとる。(訪問日の確実な設定) ※ 管理職同士の直接の引継ぎが困難な場合は、町教委が責任をもって、引継文書をもとに後任者への詳細な説明を行う。 ※ 面談に立ち会い、支援策について具体的な指導・助言を行う ※ 必要に応じてS Cや臨床心理士を派遣する。(県への協力依頼)

不登校児童生徒への個別支援計画（例） （令和 年度 学期用）

学年・組	年 組	児童生徒名	性別	男 ・ 女	校長印								
主な活動場所 ()に○印 []に施設名	学校内	() 相談室 () 保健室 () その他 []											
	学校外	() 町教育支援センター [] () 民間施設 (フリースクール等) [] () その他 []											
	小 学 校												
	中 学 校												
	現 学 年												
学 年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	1学期	2学期	3学期	
出席すべき日数													
出席日数													
うち出席扱いにした日数										() () ()	() () ()	() () ()	
欠席日数													
家庭との協力 関係に関して													
目標													
児童 生徒の 状況と 対応等	精 神 面 (心理, ストレス等)	身 体 面 (体力, 食欲, 睡眠等)		学 習・進 路 面 (学力, 意欲, 目標等)			人 間 関 係 他 (教員, 友人, 親子等)						
	様子						※いじめとの関連等						
	当面の支援												
	評価												
改善策													
支 援 チ ー ム 員	氏 名 等 (児童生徒との関係)	主○ 副△	役割, 支援担当者と他のチームとの連携等 ※別室登校の場合は主な担当者を明確にする。						現在連携している機関名				
	()												
	()								(保・幼・小, 小・中の連携状況)				
	()												

児童生徒の転校に伴う引継書（例）

氏名		性別		学年		生年月日	年	月	日
保護者名		現在校				以前の学校			
転校の事由・経緯等									
当該児童生徒への支援策									
生活面	学校								
	家庭								
学習面	学校								
	家庭								
その他の配慮事項	学校								
	家庭								